

令和7年度 第2回学校協議会開催のお知らせ

玉造小学校 第2回学校協議会を以下の通り開催します。

記

日 時：令和7年11月11日（火）16時より

場 所：玉造小学校 多目的室

傍聴について：傍聴希望者は下の「学校協議会傍聴要領」に従ってください。

大阪市立玉造小学校 学校協議会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪市立玉造小学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 傍聴を認める定員は10名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

（傍聴者の守るべき事項）

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

（1）はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと

（2）危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと

（3）飲食又は喫煙をしないこと

（4）携帯電話などは受信音を出さないこと

（5）写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合は、この限りでない。

（6）会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと

（7）会議が個人情報に関わる内容など、公開に適さない場合は会長の指示のもと退場しなければならない。

（8）前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

（違反者に対する措置）

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。